

# 身障者の家庭に

## 明るいニュース

### ―扶養共済制度に加入を―

心身障害者扶養共済制度についてお知らせします。

現在、新潟県では心身障害者扶養共済制度を実施しておりますがこの制度は保護者（心身障害者の配偶者、父母、祖父母、兄弟姉妹）が死亡又は、廃疾となった後の心身障害者に対し年金（月額三万円）を支給するものであります。

この制度で「心身障害者」とは

一、児童相談所又は精神薄弱者更生相談所

二、この冬は全国的に異常寒波にみまわれ、全国各地では雪による被害が相次いで発生、尊い人命まで失われています。

幸いにして本町では大きな被害もなくなんとかこの冬を越せそうです。

しかし、これまでの降雪量は三日前（二月三日）現在にも及び、積雪も吹雪留りでは一・五メートルを超える所もあり除雪車も悪戦苦闘をしております。児童は雪の壁の中を集団で登下校するなど、雪害事故のないよう万全を尽しています。

しかし、雪国とはいえ、この冬の寒さ、降雪量には、いささかマヤイリマシタナ。



- により精神薄弱者と判定された者
- 二、身体障害者障害程度等級表の一級から三級までに該当する障害を有する者をいいます。
- 「廃疾」とは
- 一、両眼の視力を全く永久に失ったもの。
- 二、そしゃく又は言語の機能を全く永久に失ったもの。
- 三、両上肢を手関節以上で失ったもの。
- 四、両下肢を足関節以上で失ったもの。
- 五、一上下肢を手及び足関節以上

- で失ったもの。
- 六、両上肢の用を全く永久に失ったもの。
- 七、両下肢の用を全く永久に失ったもの。
- 八、十手指を失ったか又はその用を全く永久に失ったもの。
- 九、両目の聴力を全く永久に失ったものをいいます。
- この制度に加入することができるとは保護者であつて加入時に以下の条件を満たすことである。
- 一、新潟県内に住所を有する者であること。
- 二、四十五才未満であること。
- （昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた）

人は本年三月三十一日までは加入できませんが、翌四月一日からは加入することができません。

三、特別の廃疾又は障害を有しない者であること。

掛金については次のとおりです。

加入者の各区分	掛金額
三十五才未満の者	一、〇〇〇円
三十五才以上四十五才未満の者	一、三〇〇円
四十五才以上の者	一、五〇〇円

加入者の年齢区分は、毎年四月一日における年齢によつて、その年の四月分から翌年三月分までの掛金を納入していただきます。

以上詳細については厚生課へお問い合わせください。

## 年金に見合う負担のご理解を

私たちの老後は大変心強くなったことになりまふ。しかし、国民年金の保険料を他の年金制度と比較すると、それが半分以下の低い保険料となつていますが、これは国民年金には他の年金制度には見られない高率の国庫負担がなされていることや、いままで年金受給者が少なかったこと、あるいは加入者の

負担が急激に増えることを避けるということから政策的に低く押えてきたことによりあります。また、だれしも、少ない負担で多くの年金を望むところでしょうが、いかに充実した年金となつても裏付けとなる財政が安定していなければ、それはそれこそ「絵にかいたモチ」に終つてしまふ。そのような事態にならないために私たちは年金の給付に見合う保険料の負担を行う必要があるわけですが、もしそれを怠れば、そのツケは後代の人々に引き継がれ、ますます大きな負担を強いる結果となりまふ。このような身勝手な後代の人々は納得してくれず、どうにか、そこで、国民年金保険料は今年の四月から二、二〇〇円に改められます。また、以後も毎年、段階的に引き上げることになっていきます。これは、いまでもなく健全な国民年金財政を確立して、生活できる年金をいつまでも確保しようという考えによるものです。年金制度とは、世代間の相互の理解と協力があつて始めて成り立つ社会的な親孝行と言えます。私たちがは、信頼と愛情をもって年金制度を見守ることが大切ではないでしょうか。

年金を改善すれば、それに耐える財政が必要です。



皆さん!! 協力ありがとうございます



皆さん!! 助けて!!

## 進学者などに交付

二、交付については、進学者等が遠隔地で生活する被保険者に対して、国保の交付が受けられます。（在学証明書、印鑑を持参下さい）。

三、国保被保険者証更新、一部変更については

昭和五二年四月一日より、新しく被保険者証が更新されます。今までと違い、部別番号、被保険者番号が同時に記入されています。

医療機関で治療を受ける際は、必ず新しい被保険者証を医療機関の窓口へお持ちください。

① 記号 黒字 番号 1

② 記号 黒字 番号 1-1

申告は早めに納税は三月十五日まで

昭和五一年分の所得税の確定申告と納税は二月十六日から三月十五日までです。期限間近になりますと、税務署の窓口が大変混雑し、長い間お待ちしていただくようなことにもなりますので、できるだけ早い時期にすませていただきます。所得税の確定申告書を税務署へ提出した方は、住民税や事業税の申告書は提出しなくてもよいことになっております。

また、納税は振替を利用される方が便利です。電話料やNHKの受信料の振替と同じように、銀行などの預金口座から振替で納めることができます。

なお、都合で三月十五日までに納められない方は延納制度を利用されてはいかがでしょうか。

## 如月歌会

マイクを持ち上りし子の声が大きく聞こゆ目を伏せても、阿部 淳子 暮れ早き車窓に映るわが影をいとはほきものごとく見てをり 成海 静雪の中大群りに飾りし寒梅の色をほきなく眺めをむむ 西海 たみ子 元日に部屋に飾りし寒梅の色をほきなく眺めをむむ 青木 留吉 カーテンを細目に開けて雪の重荷をむむ朝を日々重ねをり 泉井 ヨ子 こやみなく降るボタ雪のうらめしくスノーグランプを今日も仰したり 風岡 法子 黄綫装束報告に飾り舞をりせる竹工芸の女は五十年ぶり金ふ 柏 直樹地 ごくわずか切りしハンドルを思いしに車はあらぬ方ににれる 中倉 きぬ 雪国の女とわかる音が恋しノードに鳴るきによざる 無冬 紀子 頭から湯気を立てつつ雪下す履根の白男に茶を入れて呼ぶ 青木 きい この河に流し舟ありき屈強なる船頭の名は七兵衛といふ 小林 弘 日のやに伸びしと思ふ普通通学生二人が走越してゆく 酒井 庄平

三月歌会は十三日(午後一時半から三時半まで、中央公民館で行います。希望者は、ご連絡なくお出かけ下さい。初めて出席される方は歌稿持参もけっこうです。添削指導を致します。

転出の際、企業課へ連絡を

町内外への異動により、ガス、水道を中止される場合、必ず企業



水道料金の精算

冬期間、推定料金として徴収致しました水道料金は、三月分で精算します。このため不足金の生ずる方、また、還付される方もありますのでご了承ください。

なお、本年は降雪量が多く、場合により三月の検針も休止の時は四月の検針(四月分)で精算いたします。

## 国民健康保険の(資格を得るとき)失ったとき

14日以内に

資格取得の場合	資格喪失の場合	その他
<ul style="list-style-type: none"> <li>必ず14日以内に</li> <li>世帯全員で他の市町村から転入したとき</li> <li>他の市町村から世帯全員の時</li> <li>世帯員一部の時</li> <li>職場の健康保険をぬけて国保に入るとき</li> <li>生活保護法の適用を受けなくなった時</li> <li>子供が生れたとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>必ず14日以内に</li> <li>世帯全員が転出するとき</li> <li>世帯員の一部が転出するとき</li> <li>職場の健康保険に入ってから国保をぬけると</li> <li>世帯員の一部が就職したとき</li> <li>生活保護法の適用を受けたとき</li> <li>死亡したとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>遅滞なく</li> <li>住所又は氏名に変更があったとき</li> <li>世帯主が変わったとき</li> <li>被保険者証の余白がなくなったとき</li> <li>被保険者証の検認や更新があったとき</li> <li>他人の行為によって起きた事故のとき</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>資格取得届 被保険者証</li> <li>助産費支給申請書</li> <li>母子手帳か出産証明書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>資格喪失届 被保険者証</li> <li>葬祭費支給申請書</li> <li>死亡診断書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被保険者証</li> <li>第三者行為の事故届</li> <li>被保険者証 警察発行の事故証明書</li> <li>医師の診断書</li> </ul>